

不況業種対策

経営安定関連保証 (セーフティネット保証5号)

業況の悪化している業種を営み、売上高等が減少している
中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

	セーフティネット保証5号
制度概要	特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務を保証します。
対象者	指定業種に属する事業を行っており、次のいずれかに該当する事業者 ・ 売上高が前年同期比5%以上減少 ・ 原油等仕入単価が前年同月比20%以上上昇 ・ 最近3か月の月平均営業利益率が前年同期比20%減少
保証限度額	2億8,000万円（一般保証枠とは別枠）
対象資金	経営の安定に資する資金（運転資金・設備資金） （但し、借換資金に追加融資資金を加えることは可能）
保証期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	必要に応じて徴求することとする
保証料率	0.8%（責任共有制度対象）
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書（所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。）の提出が必要です。（認定書につきましては、各市町村の担当にお問い合わせください。）
指定期間等	指定業種は当協会・経済産業省・中小企業庁ホームページをご確認ください。 526業種 が指定されています。 <指定期間> 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260

富士吉田支店：TEL 0555-22-0992

<https://cgc-yamanashi.or.jp>

